



丹波市の主な支援制度

個人の生活支援


給付 (もらえる)	すべての市民	特別定額給付金	1人10万円を給付	くらしの安全課 ☎88-5226
	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当の対象児童1人1万円を給付	自立支援課 ☎88-5271
	休業等による収入減少で住まいを失うおそれのある人	住居確保給付金	原則3か月の家賃を支給	自立支援課 ☎88-5272
	感染した(疑われる)人	傷病手当金 (国保・後期高齢(被用者に限る))	感染した(疑われる)方に傷病手当金	市民課 ☎82-6690
貸付 (かりる)	収入が減って生活資金が必要	緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限10万円(無利子・無保証)	丹波市社会福祉協議会 ☎82-4631
		総合支援資金(特例貸付)	貸付上限月20万円/世帯(月15万円/単身) 原則3か月まで(無利子・無保証)	
猶予・減免	市税、国民健康保険税・公共料金などの支払いが困難	税支払いの猶予・減免 税務課☎82-2003	保険料支払いの猶予 市民課☎82-6690 介護保険課☎88-5266	市支援
		上下水道料金の支払い猶予 上下水道お客様センター☎88-5107	市営住宅家賃支払いの猶予・減免 都市住宅課☎74-2364	

※ その他の公共料金や電話料金・住宅ローンの支払い・返済が猶予されることがありますので、それぞれの機関にお問い合わせください。




外国人の方へ特別定額給付金情報


総務省 特別定額給付金の案内



総務省 特別定額給付金の外国語の見本



(株) ORJ 特別定額給付金の書き方(動画)



**申請期限 2020年
8月18日(火)**

申請はお早めに!

最新の情報、詳細情報などは、丹波市国際交流協会のホームページを確認してください。

